

第 53 回大阪府学校教育審議会

日 時 令和 6 年 7 月 11 日（木） 13：00～

会 場 ホテルプリムローズ大阪 3階高砂

次 第

1 開 会

2 審 議

（1） 入学者選抜制度改革について

3 閉 会

配付資料

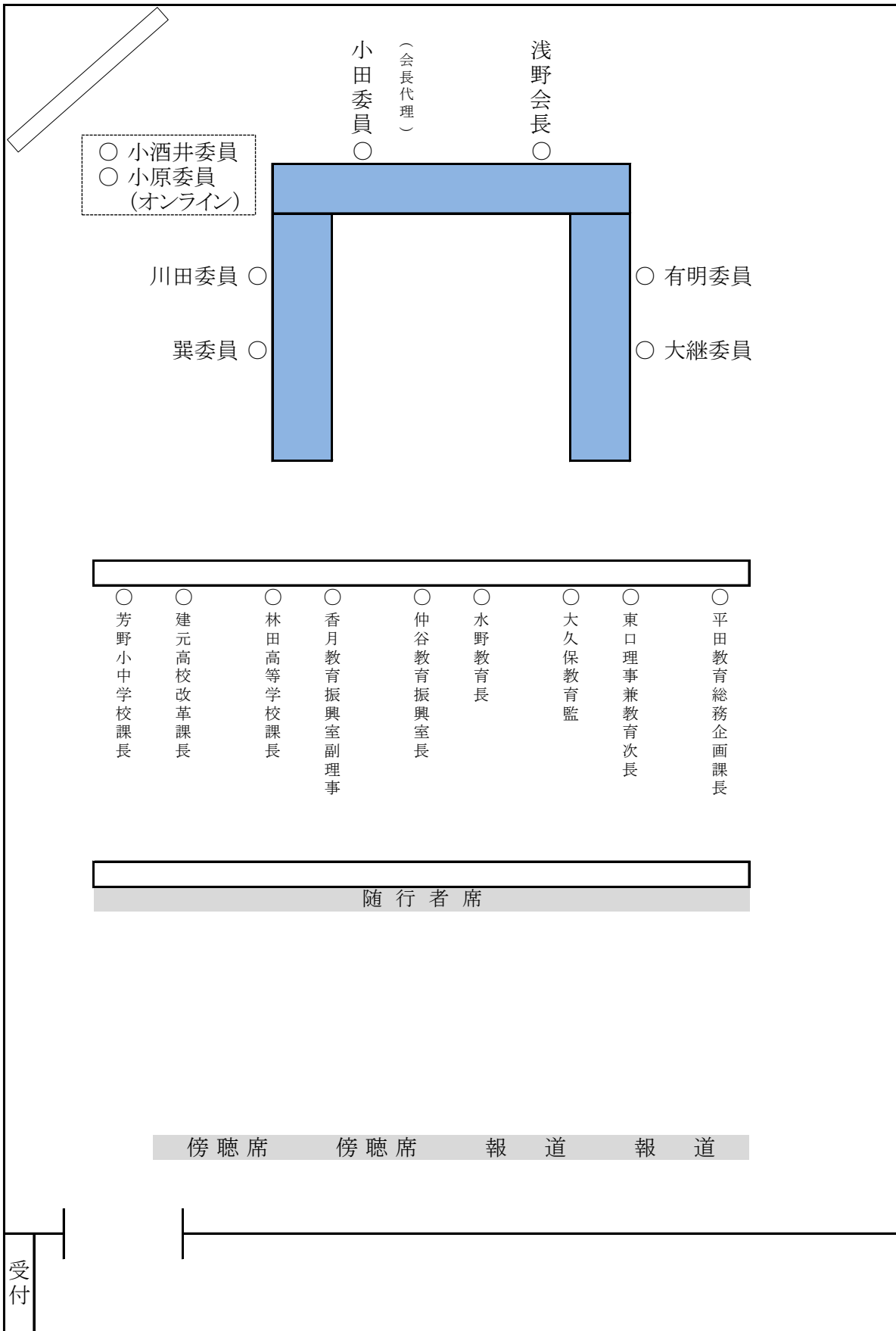
- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第 53 回大阪府学校教育審議会資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則

第53回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第53回会議	備考
明石 一朗	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学	欠席	
浅野 良一	環太平洋大学 教授	教育学	出席	会長
有明 三樹子	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役	企業関係者	出席	
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育、国際教育	欠席	
大継 章嘉	大阪教育大学 学長補佐 特任教授	教育学、教育行政	出席	
小田 浩伸	大阪大谷大学 教授	特別支援教育	出席	会長代理
川田 裕	学校法人常翔学園 理事	工学	出席	
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)	
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)	
巽 葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー スーパーバイザー	臨床心理学、発達心理学 学校臨床	出席	

配席図



第53回学校教育審議会資料

目 次

入学者選抜制度の検討に向けて

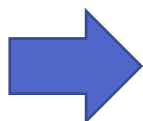
- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| I | 素案に対する指摘事項 | 2ページ |
| II | 個別に検討を要する選抜について | 4ページ |
| III | 審議会（答申）に向けて | 10ページ |

I 素案に対する指摘事項

<選抜制度検討にあたっての留意事項>

◇特色枠の検討にあたって

- 「特色枠」という名称は、特色がある生徒が志願できる枠といった、誤解を生む可能性がある。意図が正確に発信できる名称となるよう検討すべき

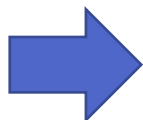


<改善例>

- ・学校魅力推進枠
- ・スクールミッション選抜枠

◇個別に検討を要する選抜

- 日本語指導が必要な生徒選抜・帰国生選抜の在り方と受入れの充実を併せて検討すべき
- 知的障がい自立支援コースなどの志願者に対しては、どのような受験機会が望ましいか検討すべき
- ※不登校を経験した生徒に対する選抜（学びの多様化学校）については、さらに検討を行う必要



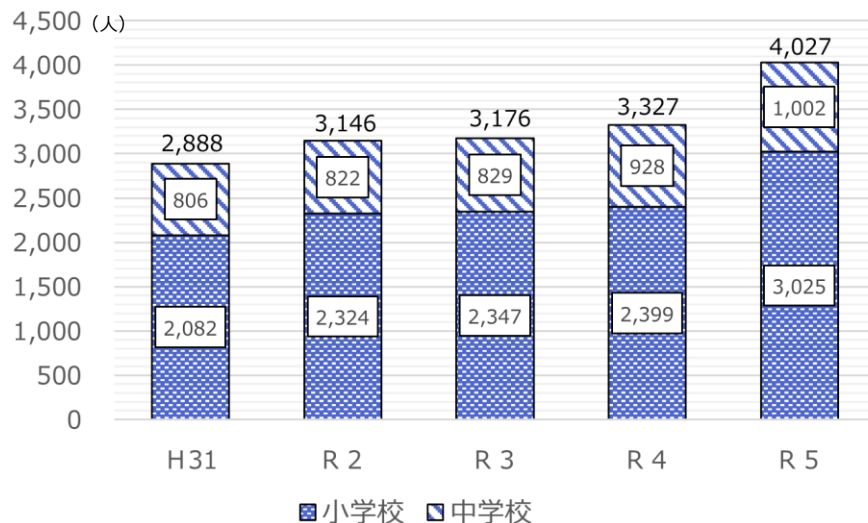
これらについては、この後ご審議いただく

Ⅱ 個別に検討を要する選抜について

Ⅱ 個別選抜の検討（日本語指導が必要な生徒選抜、帰国生選抜）

○現状（中間報告より）

- ・近年、府内公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、増加傾向



- ・府内公立小学校・中学校・高等学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の母語は、40言語以上
- ・平成26年度の30言語と比べると多言語

	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	アラビア語	インドネシア語	ウクライナ語	ウルドゥー語	シンハラ語	タイ語	トウイ語	ネパール語	バシクトゥー語	ビサイヤ語	ヒンディー語	フランス語	ベルシャ語	ベンガル語	マレー語	モンゴル語	ロシア語	その他	日本語	計
小学校	121	31	51	606	75	348	23	12	57	3	20	9	14	3	48	11	5	8	8	3	8	15	8	7	29	283	1806
中学校	15	13	26	253	38	75	6	8	9	4	12	4	5	1	34	9	5	2	1	1	0	1	3	2	2	83	612
高等学校	4	9	11	213	61	22	4	5	2	5	16	2	8	0	112	1	0	7	1	5	4	0	3	2	4	4	505
合計	140	53	88	1072	174	445	33	25	68	12	48	15	27	4	194	21	10	17	10	9	12	14	11	35	370	2923	

Ⅱ 個別選抜の検討（日本語指導が必要な生徒選抜、帰国生選抜）

○選抜制度の検討にかかる留意点・現状

- ・今後、日本語指導を必要とする生徒数が増加することが見込まれる
- ・多言語化等多様な生徒への対応が必要となる
- ・これまで日本語指導が必要な生徒選抜実施校（枠校）において、募集上限を超える志願がある
- ・枠校のうち特別選抜を実施する高校は、特別選抜の志願状況が定員に満たない場合は募集上限を超える生徒を受入れているが効果は限定的



【論点】

○これまで大切にしてきた考え方を踏まえつつ、望ましい選抜の検討が必要

※選抜改善に合わせて、中間報告で指摘のある、日本語指導を必要とする生徒数の増加、多言語化の対応策の検討が必要

Ⅱ 個別選抜の検討（知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室）

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室

- ・知的障がい生徒自立支援コース
- ・大阪府立高等学校に設置する共生推進教室
- ・大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）

	自立支援コース	共生推進教室
学籍	高等学校（全日制の課程）	知的障がい高等支援学校（本校）
教育課程	高等学校	特別支援学校
授業の場所	高等学校（週5日）	高等学校（週4日） 高等支援学校（週1日）
制服・学校行事・部活動	高等学校	高等学校

知的障がい生徒自立支援コース

設置校（府立高校11校）	学科
府立園芸高等学校 〔池田市〕	フラワー・ファクトリ科 環境緑化科 バイオサイエンス科
府立阿武野高等学校 〔高槻市〕	普通科
府立柴島高等学校 〔東淀川区〕	総合学科
府立枚方なぎさ高等学校 〔枚方市〕	総合学科
府立八尾翠翔高等学校 〔八尾市〕	普通科
府立西成高等学校 〔西成区〕	総合学科
府立松原高等学校 〔松原市〕	総合学科
府立堺東高等学校 〔堺市〕	総合学科
府立貝塚高等学校 〔貝塚市〕	総合学科
府立桜宮高等学校 〔都島区〕	普通科
府立東淀工業高等学校 〔淀川区〕	機械工学科 電気工学科 理工学科

共生推進教室

設置校 （府立高校10校）	学科	本校 （府立高等支援学校5校）
府立千里青雲高等学校 〔豊中市〕	総合学科	府立とりかい高等支援学校 〔摂津市〕
府立北摂つばさ高等学校 〔茨木市〕	普通科	
府立芦間高等学校 〔守口市〕	総合学科	府立むらの高等支援学校 〔枚方市〕
府立緑風冠高等学校 〔大東市〕	普通科	
府立枚岡樟風高等学校 〔東大阪市〕	総合学科	府立たまがわ高等支援学校 〔東大阪市〕
府立金剛高等学校 〔富田林市〕	普通科	
府立信太高等学校 〔和泉市〕	普通科	府立すながわ高等支援学校 〔泉南市〕
府立久米田高等学校 〔岸和田市〕	普通科	
府立東住吉高等学校 〔平野区〕	普通科 芸能文化科	府立なにわ高等支援学校 〔浪速区〕
府立今宮高等学校 〔浪速区〕	総合学科	

「知的障がい生徒自立支援コース」および「共生推進教室」の入学者選抜について

○応募資格は以下のとおりです。

- ① 大阪府内の中学校等を卒業見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

○入学者の選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接です。

*自己申告書を面接の参考資料とします。

*上記については令和6年度入学者選抜の内容です。

*応募資格や募集人数など、選抜に関わる内容については、選抜が実施される年度の実施要項等を参照していただき、中学校等によくご相談ください。

Ⅱ 個別選抜の検討（知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室）

○選抜制度の検討にかかる留意点・現状

- ・学力検査は課さない方法により引き続き選抜を行うことが必要
（大阪府学校教育審議会障がい教育専門部会 報告平成17年6月24日）
- ・「志願した高等学校の特色の理解」という観点による選抜
- ・選抜が高倍率となっている



【論点】

○これまで大切にしてきた考え方を踏まえつつ、望ましい選抜の検討が必要

【参考】現行の知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の選抜について

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の選抜は、調査書、推薦書及び面接を資料として、次の観点等による総合的評価で実施

① 志願した高等学校の特色の理解

（共生推進教室を設置する高等学校の特色及び共生推進教室の教育課程の理解）

② 中学校等内外における学習や活動の状況

③ 様々な事柄に対する興味・関心の広さ

④ 他の生徒とともに学ぼうとする意欲

⑤ 出身中学校等など地域の関係機関との連携

【参考】知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の取り組みの充実に向けて～10年間の成果を踏まえて平成29年3月 大阪府教育庁 より

Ⅱ 個別選抜の検討（その他多様な選抜）

【設置に向けての検討】

	現状	検討の方向性
学びの 多様化 学校	【学校教育審議会（中間報告）】 生徒が自分のペースで将来に向かって取り組めるよう、 少人数で、かつ一人ひとりの状況に応じて、多様で 柔軟な学びを提供する「学びの多様化学校」を、高 校において設置すべき	学校のコンセプトに合わせた受け入 れについて検討が必要

【既設高校】

	現行選抜概要	検討の方向性
夜間定 時制の 課程	○学力検査（3教科）による選抜を実施	○学力検査を課すか、面接のみ の選抜とするかなど、選抜資料に ついて検討が必要
通信制 の課程	○面接による選抜を実施	○より柔軟な受入れの検討等が 必要

Ⅲ 審議会（答申）に向けて （答申構成項目（案））

府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について

第①章 府立高校をめぐる状況

- ・府立高校を取り巻く環境の変化

第②章 教育を取り巻く国の動き

- 1 スクール・ミッションの再定義
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 普通科改革

第⑩章 これからの府立高校改革の方向性

1 具体的提言

1-1 府立高校のさらなる魅力化

- 各校のブランディングに関する提言
- 積極的なプロモーション活動に関する提言
- 多様なニーズに対応する支援・指導体制の充実に関する提言

1-2 中間報告記載内容

- 普通教育を主とする学科の充実に関する提言
- 不登校生徒への対応に関する提言

第④章 これからの府立高校の入学者選抜制度のあり方に関する提言

- 1 選抜制度改革の背景
- 2 望ましい入学者選抜改善の理念
- 3 具体的提言
 - 3-1 選抜機会
 - 3-2 選抜日程
 - 3-3 選抜方法
 - 3-4 選抜資料

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要なに応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六・追加、令四教委規則四・一部改正)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(委員の任期に関する特例)

- 4 この規則の施行の日から令和七年六月三十日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から令和七年六月三十日までとする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則(昭四五五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭四七七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五一年教委規則第六号)

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五六年教委規則第二号)

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第六号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年教委規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。